

税の申告が始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111（内線3201～3203）

令和6年分確定申告

所得税の確定申告が必要な方

- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方
- ※ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要です。
- 確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。
- ② 年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2力所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方

- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方
- ⑤ 雑損失や株式の損失など翌年以降に繰り越すことができる損失がある方

確定申告の方法

「確定申告書」は自分で作成し、名寄税務署窓口持参、または郵送で提出してください。

また、e・Taxは国税庁ホームページから申告書を作成することができ、マイナンバーカードを利用して申告する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。ぜひご利用ください。

確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月17日（月）～3月17日（月）
- 贈与税 2月3日（月）～3月17日（月）
- 消費税等 3月31日（月）まで

申告会場・時間

- 名寄税務署 2階会議室（西1北1）
9時～16時（土・日・祝日を除く）
☎01654②2157

税 務署で確定申告をする場合は「入場整理券」が必要です

- ・ 申告期間初日は混雑が予想され待ち時間が長くなる場合があります。
- ・ 会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

令和7年度分住民税申告

住民税の申告

「案内はがき」で相談日を案内します。「案内はがき」が送付されなかった方でも申告の必要がある方は来庁ください。

申告受付期間・時間

- 2月17日（月）～3月17日（月）
9時～16時（土・日・祝日を除く）
※ 3月17日（月）最終日の受付時間
名寄庁舎 9時～15時30分まで
風連庁舎 9時～14時30分まで

申告場所

■ 税務課市民税係

（名寄庁舎4階大会議室）

■ 地域住民課総務・税務係

（風連庁舎1階）

マイナンバーの記載および確認が必要です
申告書に個人番号（マイナンバー）の記載および番号確認、身元確認が必要となります。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除（16歳未満の扶養含む）、専従者がある場合は、それぞれの個人番号（マイナンバー）の記載も必要となります。

※ マイナンバー法規則改正に伴う要件を満たした方（個人事業者で開業届出書、確定申告書などを提出の際に番号法上の本人確認が行われている方）は、身元確認のみとなります。

申告に必要なもの

① 案内はがき

- ② Ⅰ 番号確認書類：マイナンバーカード（身元確認もできます）、通知カード（記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限る）、マイナンバー記載の住民票
- ② Ⅱ 身元確認書類：運転免許証など顔写真入りの身分証明書の場合は1点、健康保険証や年金手帳などの顔写真のない身分証明書の場合は2点

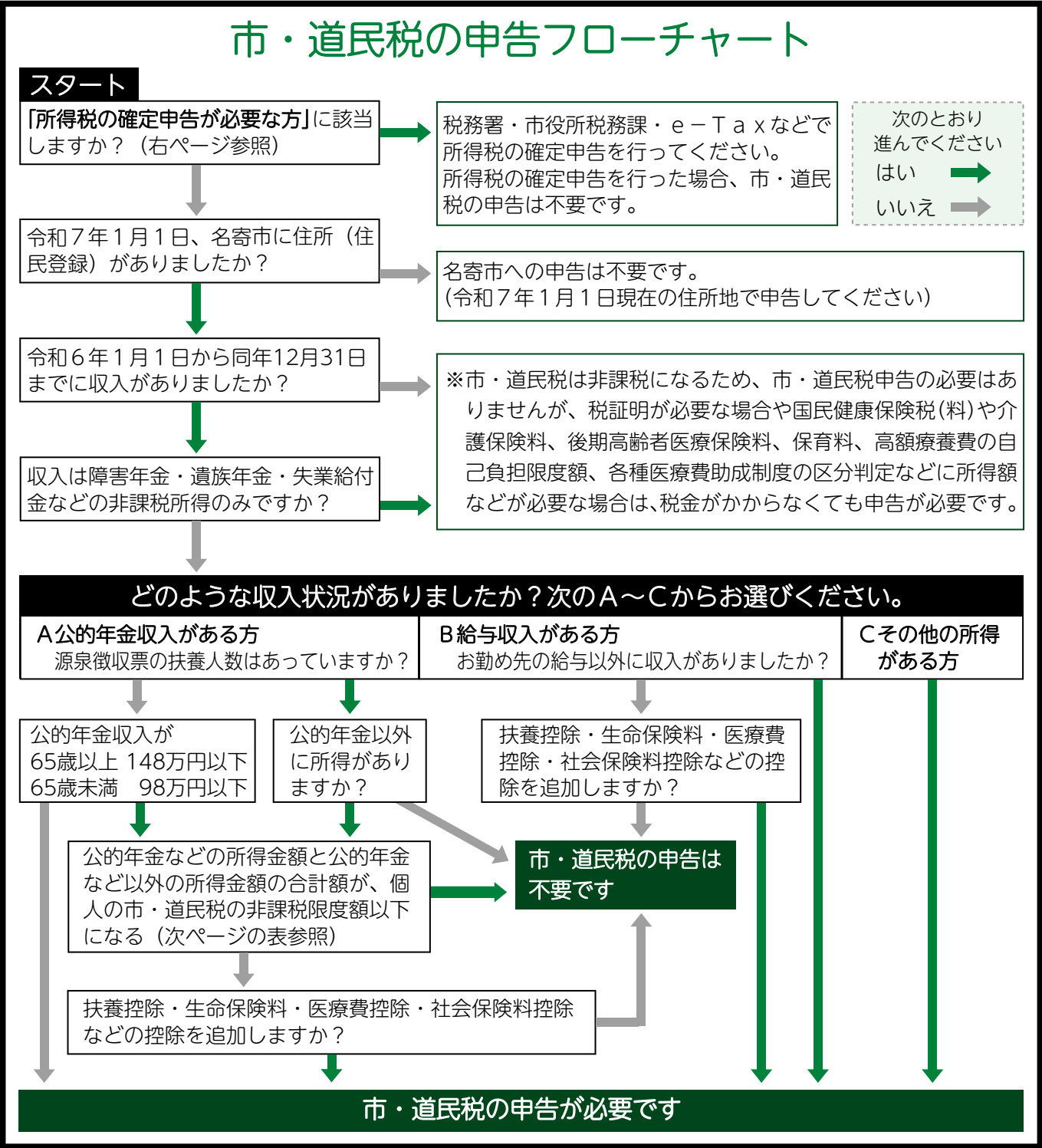
③ 給与、年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金などの支払調書

④ 営業所得などがある場合は収支計算書および仕入れ、売り上げ、必要経費などの明細書

税の申告が始まります

- ※内容によっては、税務署で申告していただく場合があります。
- ⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険などの控除証明書
- ⑥ 医療費控除に係る医療費（薬代含む）などの医療費控除の明細書および生命保険や高額医療費などで補てんされた金額のわかるもの
- ⑦ セルフメディケーション税制にかかる医薬品などのセルフメディケーション税制の明細書および健（検）診などの結果通知表や領収書
- ※⑥と⑦は重複して選択することはできません。
- ⑧ 社会保険料（国民年金保険料などの控除証明書、各種健康保険料（料）・介護保険料など）の領収書など
- ⑨ 寄附金控除に係る、寄附先からの受領証および特定公益法人に対する寄附についての証明書など
- ⑩ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など
- ⑪ 国外に居住する親族の扶養控除などの書類
- ⑫ 所得税の還付申告の場合は振込先口座（本人名義）のわかるもの
- (次ページにつづく)

市・道民税の申告フローチャート



本人と 扶養親族等 の合計人数 (※1)	65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和35年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得 と他の所得の 合計(所得金額)	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)	公的年金等の所得 と他の所得の 合計(所得金額)	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)
1人	38万円	148万円	38万円	98万円
2人	83万円	193万円	83万円	147万3,334円
3人	111万円	221万円	111万円	184万6,667円
4人	139万円	249万円	139万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

個
人市・道民税の
非課税限度額



※⑤生命保険、地震保険と⑨寄附金については電磁的記録印刷書面保険会社などまたは寄附先から電磁的方法により交付を受けた控除証明書または領収書に記載すべき事項が記録された電子データを印刷した書面) による提出が可能です。

住民税の決定について

今回の申告により令和7年度住民税額が決定するのは給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

個 人住民税の税制改正

令和7年度から適用される主な変更点について

■子育て世帯および若者夫婦世帯に対する住宅ローン控除の改正

▲借入限度額

次の①・②のいずれかに該当する者が、認定住宅などの新築などをして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を、下の表のとおり上乗せすることとされました。

①19歳未満の扶養親族を有する世帯

②夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

※住宅ローン控除の適用条件については、下の二次元コードからご確認ください。



住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅 ・ 認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
Z E H水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円



■同一生計配偶者にかかる定額減税(令和7年度のみ適用)

令和6年中の合計所得金額が100万円超180.5万円以下で、市・道民税所得割が課税される納税義務者本人の同一生計配偶者(国内居住のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者)について、令和7年度に限り、納税義務者本人の個人住民税の所得割から1万円が減税されます。

■国外に居住する親族の扶養控除などの申告に添付または提示しなればならない書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払をしたことを証明する「送金関係書類」などを申告の際に添付または提示する必要があります。

税制改正により、令和7年度の申告以降は、「送金関係書類」として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類またはその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。